

来年度入学生より

東漢大司馬

発行所 東京薬科大学 新聞会
責任者 中道博之

号外

②正式には、教授総会等で値上げ額まで決定した後に学生向けに公示する。
③今秋までに、理事会、教職員、学生で三者会談を行いそこでの合意により正式決定する。

この時初めて理事会の学費値上げの意向が学生に伝えられた。

費の高騰を考えても怒が大きすぎる。この理由で、値上げの詳細な理由の説明を大学側に求めていき、学費値上げに反対するという学生自治会の方針が決定された。

この後、執行委員会・自治委員会では学校の收支についての分析をはじめてことなり。

これまで人件費は年平均五%強、教育研究費は年平均一%弱の増加となつており、今後も経年平均五%前後上昇する見込みとなつてゐる。

③収入の増加は必ずしも自込めない。

収入の三本柱である学生納付金・寄付金・国庫補助金は現在横ばい状態にあり、今後

たと僕はお聞きして
いる。大学の存続と
が例えは、二十万円
の値上げではできな
い。学費値上げによ
つて志願者が減る
質が落ちるとかある
かもしれないが、そ
の犠牲を払つてでも
決意されたのでと思

◎七月五日
学生大会において学費値上げ反対方針の議案が決議され

◎十月十四日 理事会主催で財政説明会が行われる。

と云ふことであつて、出席者は大学側が理事長を初めとする理事会の約半数であり、一方、学生側の大半は自治委員及び執行委員であつた。

する見通しをきっちん
ともつてなかつたの
ではないか。
では、学生側からナ
ンセンス極まりない質問もで
きた。（要約）

◎平成元年六月一七日
学生側に理事会で学費値上げの方針決定の旨知らせられ
る。

この日行われた学生部との懇談会において、学生部長より、①理事会において平成二年度入学生より学費を数十万円値

平成元年度前期学生大会での第五号議案「学費値上げ」についてが決議された。これにて、現在の学費（八十万円）においても、眞に学生のために使用されているとは思えない。②数十万円という額は、消費税の導入、物件費そして人件費

この財政説明会（平成二年度学費改訂についての説明会）において、学生側に初めて平成二年度入学料からの値上げが公表された。それによると、入学金三千十九千円（十万九千円UP）、授業料（百万円（二十万円UP））の合計三十九万九千円の値上げの予定である。

この説明会においての永嶋

◎十月十九日、二十六日 学内協議会が二度にわたつて行われる

植物園に東楽祭の時
入ってみて、これで
研究できるのかと思
つた。植物園も動物
園も、研究者には必要
だが、学生には不要
要に思える。大学と
は研究と教育の二本
(二面に続く)

ある。
この会議中で、教職員側から学生にとて頼もしい意見がでた。（要約）

今回の学内協議会に出席したと/orの数は、第一回、第二回とも十名前後であったが、学費という全般的な問題についての会議にしては少ないと、この原因の一つとしては、自治、執行の伝達不足が挙げられる。しかし、結果局は、学生大会の時と同様、学生の大部分の無関心にその大きな理由があるといえよう。また、会議に出席していた学生の発言のなかにも明らかに準備不足であるものが見られた。これらの点は今後の課題として、自治委員会及び執行委員会により一層の努力を求めたい。

理事会側の発言にも問題があつた。学生側の質問に対する回答のなかに論点からずれてもいるものや、理解しづらいものがみられた。学生によく分かる明解な回答をすべきである。最終的に出た三者（学生、教職員、理事会）の結論は、学校が苦しいのは認めるが学費値上げは認められないが、学費値上げを要求します。しかし現状では止むを得ぬが、年十五万円ずつ二か年で三十万円ずつの値上げを要ります。これが施設の維持のためである。またかくら限界である。これはこのた

教職員：将来計画についてでは要なのか。大學生として本当に必要な設備が必要なのか。
大学の現在の経営状況を見ると、値上げは不可避免であるようだが、一度に三十万円もの急激な値上げをする是非常識であろう。八年間学費を据えてきたことと、自体は好ましいことではあるが、このような急激な値上げを招く以前に、この八年内に少しずつでも値上がりを防ぐべきで、このようないふ事態を回避すべきであるが、これが財務をつかさどる法人としての経営努力によって、学外から東京薬大の自治を侵されることなく、教育研究の充実と発展などを計ることを目的とする。

趣旨：東京薬科大学の運営が高い教育理念を背景として、学内各層の立場をそれぞれ尊重し、それらの意見を正しく反映される場を保障し、東京薬大の全般かつ民主的な運営を実現するこ

名稱：東京薬科大学学内協議会（学内協議会）
☆学内協議会

構成員	構成員	構成員	構成員
1 学生自治会執行委員、 自治会員	1 学生自治会執行委員、 自治会員	2 メンバー	2 メンバー
2 学長、部長、その他の 教職員を代表するもの	3 理事長、常務理事、担 当理事など	1 構成員 学生、教職員、 法人	3 議長団 学生、教職員、 法人の各側から1名ずつ 選出
4 書記団 以上の3者の各 々から1名ずつ選出	5 オブザーバーとして 東京薬科大学構成員はオ ブザーバーとしで参加で き、必要に応じて議長団		

この承認のもとに発言することができる。議題については三者の合意により採択され、それに基づき対等の立場で協議する。その結果、その討議の経過内容は全学に公表する。また、三者は各自の権利義務を尊重するところにあつた手はこそその進行に反映させる。なお、協議内容については三者のうち二者以上が必ず認められたとき、本協議会は東薬を構成する全学員が参加できる全学的協議会を開くものとする。

編集委員会

新聞会員募集申込!!